

盛岡市市税条例の一部改正について

第1 改正の趣旨

地方税法の一部改正が今国会で可決成立し、3月25日公布されたことに伴い、盛岡市市税条例の一部を改正し、個人住民税にかかる肉用牛の売却による事業所得の課税特例及び特定中小株式の課税特例（適用取得期間）の期限延長を行うとともに、被災住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の特例措置を拡充するほか、その他必要な所要の規定の整備を行なうものである。

第2 改正内容について

改 正 内 容		適用関係								
1 個人住民税		平成17年4月1日から適用								
(1)肉用牛の売却による事業所得を課税免除する特例の適用期限延長 (附則第6条第1項)										
現 行	昭和57年度分から平成18年度分まで適用									
改正後	平成21年度分まで延長									
(2)特定中小会社の株式に係る譲渡益を2分の1に軽減する課税特例における適用株式の取得期間について延長 (附則第25条の2第7項)		平成17年度分から適用								
現 行	平成12年4月1日から平成17年3月31日までの取得分に適用									
改正後	平成19年3月31日取得分まで延長									
2 固定資産税・都市計画税 〔 条例第52条の3第2項 条例第64条の3第1項第2項 〕										
(長期避難指示に係る被災住宅用地に対する特例措置の拡充)		平成17年度分から適用								
住宅が震災等の事由により消滅、損壊した土地について、住宅用地として使用できない場合には、震災等の発生後2年度分の固定資産税及び都市計画税について下記の特例措置を適用することとしているが、これに加え、避難指示期間が震災等発生の翌年以降に及ぶ場合は、避難指示解除後の3年度分についても特例措置を適用する。										
住宅用地の特例措置の内容										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>税 目</th> <th>小規模住宅用地 (200㎡まで)</th> <th>住宅用地 (200㎡を超える分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定資産税</td> <td>6分の1</td> <td>3分の1</td> </tr> <tr> <td>都市計画税</td> <td>3分の1</td> <td>3分の2</td> </tr> </tbody> </table>			税 目	小規模住宅用地 (200㎡まで)	住宅用地 (200㎡を超える分)	固定資産税	6分の1	3分の1	都市計画税	3分の1
税 目	小規模住宅用地 (200㎡まで)	住宅用地 (200㎡を超える分)								
固定資産税	6分の1	3分の1								
都市計画税	3分の1	3分の2								
3 その他所要の規定の整備		平成17年度分から適用								
その他、特別土地保有税等について、法改正に伴う所要の規定の整備を行うものである。										

第3 施行期日

平成17年4月1日